

法指第1231号
平成20年11月7日

各法人 代表者 様

大阪府健康福祉部
地域福祉推進室長
(公 印 省 略)

介護保険施設等における事故防止及び安全管理の徹底について

日頃から健康福祉行政の推進にご協力いただきお礼申し上げます。

さて、標記について、別添のとおり厚生労働省から通知がありました。

つきましては、貴法人におかれましても各施設・事業所において、事故を防止するための取り組みを一層徹底するとともに、事故防止のための委員会や各施設・事業所において事故及びヒヤリハット等の分析を行い、職員への研修等を通じ、処置・ケア手順を遵守頂きますようお願いいたします。

また、事故発生時には、適切な処置を実施し、入居者又は利用者への被害を最小限に抑えるとともに、入居者又は利用者の家族及び関係機関等への連絡をお願いいたします。

【参考】

「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」 発行：(株)三菱総合研究所
URL：www.mri.co.jp/REPORT/OTHER/2007/20071107_hl104.pdf

連絡先 地域福祉推進室 法人指導課 指導・監査グループ 電話：06 - 6944 - 7084 (直) FAX：06 - 6944 - 1982
--

事 務 連 絡

平成20年10月31日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局 計 画 課
振 興 課
老人保健課

介護保険施設等における事故防止及び安全管理の徹底について

介護保険施設等における事故発生の防止及び発生時の対応については、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第46号）及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知）等において、そのために必要な措置として講ずるべき措置（別紙）を定めているところです。

また、特別養護老人ホームについては、「特別養護老人ホームにおける事故防止および安全管理の徹底について」（平成19年8月31日厚生労働省老健局計画課事務連絡）及び「特別養護老人ホームにおける介護事故予防ガイドライン」の送付について」（平成19年11月1日厚生労働省老健局計画課事務連絡）（別添）において、注意喚起等を行っていただいておりますが、本年10月に特別養護老人ホーム等において、入浴時の介助に関して、利用者が死亡する事故が2件（資料参照）発生しております。このため、特別養護老人ホームをはじめ、他の介護施設及び介護サービス事業所についても、事故を防止するための取組を一層徹底するとともに、事故防止のための委員会や事業所において事故及びヒヤリハット等の分析を行い、職員への研修等を通じ、処置・ケア手順の遵守の指導及び注意喚起をして頂くよう管内市町村、関係団体、所管の施設等に対して周知をお願いします。

また、事故発生時には、適切な処置を実施し、入所者への被害を最小限に抑えるとともに、利用者の家族及び関係機関等への連絡を行う等の指導をお願いします。

<照会先>

厚生労働省老健局計画課 課長補佐 後藤
藤井

TEL 03-5253-1111（内線）3972